

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 9 月 15 日現在

機関番号：24403

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K01177

研究課題名（和文）新・旧岩倉病院資料と北山病院保管今井家資料の分析に基づく精神医療史の研究

研究課題名（英文）Research on the History of Psychiatry in Japan based on historical materials of Iwakura Mental Hospital and of the Imai family

研究代表者

中村 治（Nakamura, Osamu）

大阪府立大学・人間社会システム科学研究科・教授

研究者番号：10189029

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：岩倉における患者預かりの禁止と京都癲狂院設立の目的は、都が東京へ移った時に東京へ連れて行ってもらえずに岩倉などに預けられた「貴顕紳士や華族」等の患者を収容してその秘密を保持し、対外的には日本も欧米並みに精神病患者にも治療を施していることを示すことにあったと考えるのが自然である。京都癲狂院廃院後に設立された岩倉癲狂院（後の岩倉病院）の入退院簿を分析すると、全国各地に精神科病院が設立されていくにつれ、岩倉病院に集まる患者の出身地の範囲が狭くなっていくこと、患者の男女比が8:2ぐらいから5:5へ変化していくこと、「統合失調症・統合失調型障害および妄想性障害」の患者の割合が多くなっていくことがわかる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

医者も警察官もいなかった小さな離島で調査していると、地域住民は地域の患者を注意深く見守りながらも患者にできるだけ普通の生活をさせ、患者に自傷他害のおそれが出てくると、患者を監置室に入れていたことがわかる。かつての日本ではどこでもそれに近い状況が見られたのであろう。他方、江戸時代の岩倉は、介護人を用いて患者を預かり、患者にできるだけ普通の生活をさせた。それは昭和時代になっても変わらず、全国的に有名になった岩倉病院でも、江戸時代の茶屋が改称した保養所でも、介護人を用い、患者にできるだけ普通の生活をさせた。患者を預かり、患者にできるだけ普通の生活をさせたことが、岩倉が評判になった理由ではないか。

研究成果の概要（英文）：Judging from historical materials available, it is natural to understand that the purpose of founding Kyoto Mental Hospital was to accept mentally ill noble patients who had been left in Iwakura when their family moved from Kyoto to Tokyo at the beginning of Meiji era, and to show foreign countries that mentally ill patients were treated in Japan like in European countries.

After Kyoto Mental Hospital was closed in 1882, Iwakura Mental Hospital was established in 1884 and received many patients of Kyoto Mental Hospital. From the list of inpatients of Iwakura Mental Hospital around 1910, we could see that the inpatients came from all over the country. As the mental hospitals were established in various cities in Japan, however, the ratio of the inpatients from Kyoto and nearby prefectures increased and almost all inpatients of Iwakura Mental Hospital came from these areas around 1940.

研究分野：精神医療史

キーワード：岩倉 家族的看護 保養所 岩倉病院 京都癲狂院 南方熊楠 監置 大雲寺

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

京都北郊の岩倉は、後三条天皇の第三皇女が心の病を患った時、岩倉の大雲寺に参籠し、その井戸水を飲んでいて、治ったという伝説を持ち、古くから精神障害者が集まるところとして有名であった。文献で確実になるだけでも、1754年から精神障害者が集まっていた。そして18世紀末からは、精神障害者を大雲寺前の茶屋や一般家庭で預かることとして有名になっていた。

明治8年(1875)岩倉における患者の受け入れが京都府によって急に禁止され、京都癲狂院が設立された。しかしその京都癲狂院は、財政難と京都府の任他主義への方針転換によって明治15年(1882)に廃院となり、患者がまた岩倉に集まり始めた。その患者を預かるために設立されたのが岩倉癲狂院である。それは後に岩倉精神病院、さらに岩倉病院と改称し、大正9年(1920)には公立精神病院の代用精神病院に指定され、日本でも有数の精神科病院として成長していった。ところがその岩倉病院は、昭和20年(1945)に陸軍によって接收され、終わったのであった。

その事実は、わたしのこれまでの研究によってほぼわかっていたが、江戸時代そして明治時代初めに評判になっていた岩倉における患者預かりがなぜ急に禁止されたのか、京都癲狂院が明治15年(1882)に廃院となった後、また岩倉に集まり始めた患者を岩倉の茶屋がかつてと同じ仕方で預かるうとしたところ、任他主義をとっていたはずの京都府がなぜ脅迫してでも岩倉癲狂院を設立させたのか、岩倉病院における患者の受け入れはどのようであったのか、岩倉病院と岩倉の保養所(茶屋が改称したもの)との関係はどのようであったのかということは、よくわかっていなかった。

2. 研究の目的

これまでの研究では、江戸時代の岩倉における患者預かりが比較的高い評価を受けていたことがわかっていた。ところが明治時代初めに、岩倉における患者預かりが、「岩倉では医療を施していない」という理由で京都府の官吏によって突如禁止された。後の研究者の中には「相当の物理的抑制や残酷な圧迫が行われていたようである」(加藤博史『福祉的人間観の社会誌』、晃洋書房、1996年、p.199)というように官吏のことばをすなおに受け取る者もいたが、岩倉における患者預かりの禁止には不自然な点が多い。その禁止をさまざまな角度から見つめなおし、岩倉における患者預かりの実態に迫ることが、この研究の一つの大きな目的である。

京都癲狂院が明治15年(1882)に廃院となった後、また岩倉に集まり始めた患者の受け入れをめぐる、岩倉の茶屋と岩倉癲狂院が争ったが、やがて岩倉癲狂院が岩倉精神病院、さらに岩倉病院と改称し、成長していった。他方、岩倉の茶屋は、精神病者監護法(明治33年(1900)7月1日施行)によって「旅宿民舎に於て猥りに狂者を監護する事を厳禁せら」れたが、生き残った。それどころか大正時代末期から昭和時代初期にかけて保養所と改称し、栄えたのである。その岩倉病院と保養所の関係はどのようなものであったのか。それを考え、その時代における岩倉における患者の受け入れの実態に迫ることが、この研究のもう一つの大きな目的である。

3. 研究の方法

(1)医者がいなかった時代における精神障害者と家族や地域住民との関係を知ることは難しくなっているが、奄美群島や沖縄の離島へ行くと、1960年頃まで病院も医者もいなかったところが多く、かつての状況を覚えている人がまだおられる。そのような人から精神障害者と家族や地域住民との関係について聞き取りを行い、江戸時代や明治時代初期の岩倉において精神障害者を受け入れた家と精神障害者、そして地域との関係について考える。

(2)岩倉に医者、それも精神病に関する医者がいたという記録は残されておらず、そのような話も伝わっていないが、江戸時代の医学書の中で精神病について論じているもの、例えば京都の香川修庵(1683年~1755年)の『一本堂行余医言』などを調べ、当時、精神病についてどのように考えられていたのか、どのような治療が行われていたのかを考える。

(3)岩倉における患者預かりが京都府によって明治8年(1875)に禁止された時の京都府の文書、京都癲狂院が明治15年(1882)に廃院となった後にまた岩倉に集まり始めた患者の受け入れをめぐる京都府の文書、それについて記している呉秀三の文書を検討するだけでなく、岩倉に残されている記録も検討することにより、明治時代初期に岩倉で何が起こっていたのかを多方面から検討する。

(4)岩倉の旧家に残されていた旧・岩倉病院(1884年~1945年)の患者入退院簿を分析することにより、どの地域から患者が旧・岩倉病院に入院していたのか、彼らの病名はどうであったのかを見る。

(5)旧・岩倉病院に息子が入院していた南方熊楠の日記、手紙などを分析することにより、旧・岩倉病院における患者の治療、生活について考察するとともに、旧・岩倉病院と保養所の関係、患者と看護人の関係について考察する。

4. 研究成果

(1)沖縄の小さな離島で「気ちがい屋敷」という朽ち果てそうな小屋を見せてもらった。昭和50年頃まで、あるおじいさんが家族に世話されてそこに住んでいたという。狭い通路を通って入っていった奥にある小さな小屋であったが、監置室のような構造ではなく、出ようと思えば出られ

る構造になっていた。そのおじいさんの前には、別の家のおばあさんがそこに住んで、家族に世話されていたという。その島では、おかしくなった人をそこに入れ、家族がその世話をしていたということになる。自傷他害のおそれが出てくるまで患者はそこに入れられ、家族、そして周囲の人がその人を注意深く見守っていたのであろう。そして自傷他害のおそれが出てくると、患者は監置室に入れられたのではないが、しかし監置室に入れるのはかわいそうである。その「気ちがい屋敷」や監置室に入れられていたような人がかつての岩倉に連れて来られたのであろう。岩倉でも患者は、ひどい状態にある時には監置室に入れられたかもしれないが、ふだんは介抱人に介護されて暮らしていた。そして患者は、岩倉地域の人に遠巻きにして見られつつも、介護、まかない、洗濯の仕事を作り出す人として、そして岩倉の農産物やたきぎの消費者として、受け入れられていた。

(2)香川修庵(1683年~1755年)の『一本堂行余医言』を読むと、「不食」の人に関しては「何も施療しないことが本当の治療法である」と述べられている。癪や狂の人に関してどのような治療をしたのかははっきりとは記されていないが、「何も施療しないことが本当の治療法である」と考えられていた可能性がある。岩倉で介護人がしていたことは、患者を治療することではなく、患者にできるだけふだん通りの生活をさせることであった。岩倉の介護人がしていたことは、経験から導き出されたことであったとわたしは考えていたが、香川修庵のような当時の医者考えに従っていた可能性がある。

(3) 明治8年(1875)の岩倉における患者預かりの禁止と京都癪狂院の設立、明治15年(1882)における京都癪狂院の廃院と明治17年(1884)における岩倉癪狂院の設立をめぐるのは、不自然な点が多い。

1) 欧米各国にならって癪狂院を設けるべきだとしても、その癪狂院を、新首都東京でなく、さびれた京都に、それも国ではなく、はるかに財政規模の小さい京都府が設けたのはなぜか。京都癪狂院が財政難で廃院された後、京都府が精神病院を造ろうとしたのは昭和20年(1945)になってからであり、そのように財力に乏しい京都府が他に先駆けて癪狂院を造るのは不自然である。

2) 市民からの言上を受けて京都府が癪狂院を設立したという形になっているが、言上書の提出が明治8年(1875)4月22日、鉄道や自動車がなかった時代に、京都の北西に位置する岩倉と京都の南西に位置する久世を見たうえでの監察山根真吉郎の報告書提出が4月28日、5月に明石博高による癪狂院設立建議、5月24日に南禅寺を癪狂院に使用したいと予告、5月26日に実地検分と南禅寺方丈の明け渡し要求、7月25日に京都癪狂院設立というあまりにもすみやかな経過を考えると、不自然。実際には京都府、あるいはそれより上の意向が最初からはたらいっていたのではないか。

3) 京都癪狂院の院長真島利民、医員神戸文哉、三上天民のみならず、彼らを補佐したヨンケルも精神医療の専門家ではなかった。それゆえ明治8年の癪狂院設立時に、精神医療に関する確固たる方針、治療法が癪狂院にあったとは思われない。だからこそ日々の診療の参考にするために、神戸文哉がヘンリー・モズレイの「精神病約説」を翻訳して、明治9年(1876)に発行したのであろう。従って、彼らは精神医療に関する理想を持っていて、それを実現するために癪狂院を設立したのではなく、精神医療に関する十分な知識を持っていなかったのに、癪狂院を設立した、あるいは設立させられたと考えるのが自然である。

4) 岩倉では治療を施しておらず、手かせ足かせ、布団巻きを使用しているので、残酷であるというのなら、明治34年(1901)10月31日に呉秀三が巢鴨病院医長を囑託され、その翌日に手革足革を病室に置くことを禁止するまで、巢鴨病院にも手革足革があったのであるから、有効な薬がなかった時代における精神病患者の扱いは、すべて残酷であったことになる。

5) 岩倉における患者の扱いが残酷であるというのなら、岩倉と久世の合力6人を看護人として雇うことを京都府の療病院系の明石が建言するというのは不合理。

6) 南禅寺は京都の禅宗寺院の最上位にあり、龜山上皇の墓があって、皇室との関係も浅くない寺である。その南禅寺が、癪狂院として使うのは御所から拝領した大方丈(昭和28年(1953)国宝指定)以外の建物にして欲しいと嘆願した。ところが京都府は、それを無視してまで大方丈を癪狂院として使った。それは、それなりの身分の患者を入れることを想定していたからではないか。

ではどのように考えればよいのか。呉秀三は「貴顕紳士」や「華族」等が身内の精神病患者を岩倉の縁故ある者あるいはその親戚に預けるという風習が、布令などでしばしば禁止されたにもかかわらず、京都癪狂院があった期間(明治8年~15年)をはさむようにして、明治維新当時と明治15年~16年に盛んに行われていたという。その頃に出された布令等で、上記の風習に関係し、しかもしばしば出されたものとなると、有位者や常勤者で転居改姓名あるいは他の管下に寄留などした場合は届け出るようにという布令や達(明治12年(1879)・15年・18年・20年)しかないと思われる。ところでこれらの布令や達はいずれも明治12年以降のものであって、明治維新当時のものではない。では明治維新当時には何があったのか。当時、華族や士族の子弟で「厄介の輩」を平民籍へ移したい者は願い出るようにという布令が明治5年(1872)に出され、明治6年(1873)1月22日には、華族・士族・平民相互の養子縁組も自由になった。宮華族の家の多くが学校になったと明治6年に記されているので、宮家や公家の多くはそれまでに東京へ移転したのであるが、その際に身内の「厄介の輩」を東京へ連れて行かず、岩倉などに預けてしまった場合があったのであろう。そこで届出無しの寄留などを防ぐためにも、岩倉や久世における

患者預かりを禁止し、癲狂院を東京にではなく、目立たないように京都に設立して、貴顕紳士や華族等の患者を収容したのではないか。つまり、京都癲狂院設立の目的は、欧米の癲狂院に倣って精神病患者を救助することであるとしても、その精神病患者はだれでもよいというのではなく、主たる対象者はそのようにして岩倉に預けられた「貴顕紳士」や「華族」の精神病患者であり、その秘密保持のため、そして対外的には日本も欧米並みに精神病患者にも治療を施していることを示そうとして癲狂院を設立したのではないか。

(4)岩倉の旧家に残されていた旧・岩倉病院（1884年～1945年）の患者入退院簿を分析すると、明治40年（1907）～明治45年（1912）には、京都の患者が35%を占め、多いのはもちろんのこととしても、滋賀（19%）、三重（8%）、愛知（8%）の患者も多く、兵庫（4%）、大阪（4%）の患者数を越えていた。また、岐阜、福井、岡山、広島、石川などの患者も多く、東京、四国、九州、北海道、沖縄の患者も見られた。次に、大正8年（1919）～大正11年（1922）の患者入退院簿を見ると、京都の患者が60%に増え、他の府県の患者が少し減り、愛知、岐阜の患者はそれぞれ1%と、かなり減っているが、滋賀（17%）、三重（8%）、福井（5%）、兵庫（4%）、大阪（4%）、岡山（2%）の患者などは依然として多く見られ、北海道、新潟、茨城、神奈川、長野、九州、沖縄からの患者も見られ、朝鮮、中国の患者も見られる。患者は全国各地、さらには海外からも来ていたのであった。ところが、昭和17年（1942）～昭和20年（1945）の患者入退院簿を見ると、京都の患者が69%に増え、他の府県の患者はその分減り、滋賀の患者でも13%、三重の患者（5%）、大阪の患者（3%）、兵庫の患者（2%）などとなり、岩倉病院は京都の病院となっていくことがわかる。これは各地に精神科の病院が増えていくことに関連した変化を示しているであろう。

男女比に関しては、明治時代は男性が7～8割を占めていたが、次第に男性が減り、昭和17年（1942）には6割を割り、昭和45年（1945）にはほぼ5割になっている。これは男性の方が力が強く、家族の手におえない人が多かったからであろう。

病名に関しては、「統合失調症・統合失調型障害および妄想性障害」は、1910年代～1920年代には40%前後で推移するが、1940年代に入ると50%を越え、1945年には70%台になった。「気分（感情）障害」は30%前後で推移するが、1919年には40%を越える。しかし1940年代には10%前後になる。「症状性を含む器質性精神障害」は、だいたい20%台で推移している。

(5)旧・岩倉病院に息子・熊弥が入院（1928年5月12日～1937年3月29日）していた南方熊楠の日記、手紙などを分析すると、旧・岩倉病院は熊弥にかぎらず、患者に対する有効な治療法を持っておらず、患者にできるだけ普通の生活をさせることを目指して看護人をつけることを最良の治療法と考えていた。そうであるなら、岩倉の保養所と大差ないことになる。しかも保養所の費用は病院入院費に比べ、安かった。岩倉の保養所が大正時代末期から昭和時代初期に大いに繁昌したのは、このことに理由があったと思われる。ところで熊弥の看護人の妻は元・患者であった。介護人と患者がいっしょに暮らすことが、岩倉における家族的看護の良い点であり、そのことによって患者の病状が寛解する場合もあったが、男女の問題が生じる場合もあったことがわかる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 5件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 新宮一成	4. 巻 140
2. 論文標題 剰余享樂のある風景 - ヘーゲル、ラカン、マルクス	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊iichiko	6. 最初と最後の頁 6, 17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新宮一成	4. 巻 141
2. 論文標題 聖人 = 症候(サントム)は享樂する-資本主義の語らいに拠るのとは別の仕方	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊iichiko	6. 最初と最後の頁 37, 56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新宮一成	4. 巻 34(3)
2. 論文標題 現代哲学とこころの病理	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 精神科	6. 最初と最後の頁 306, 310
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新宮一成	4. 巻 26
2. 論文標題 いのちの音、音楽のフラジリティ、そして精神分析の語らい	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 精神分析&人間存在分析	6. 最初と最後の頁 37, 54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新宮一成	4. 巻 25
2. 論文標題 スペクトラムの亡霊：ある廃墟の風景 - 精神分析から観るDSM-5 -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 精神分析&人間存在分析	6. 最初と最後の頁 27, 46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村 治	4. 巻 13
2. 論文標題 南方熊楠・熊弥親子と岩倉	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 熊楠研究	6. 最初と最後の頁 6, 27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新宮一成	4. 巻 121 (6)
2. 論文標題 神経症概念の遺産をわれわれはどう受け継ぐか - 精神病との対比、心的外傷の身分、不安の問題 -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 精神神経学雑誌	6. 最初と最後の頁 433-444
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新宮一成	4. 巻 27
2. 論文標題 エディプスの無常 - 仏教思想の感受者としてのフロイト -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 精神分析&人間存在分析	6. 最初と最後の頁 75-92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 中村 治
2. 発表標題 南方熊楠・熊弥と岩倉
3. 学会等名 南方熊楠研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中村 治
2. 発表標題 岩倉癡狂院設立目的再再考
3. 学会等名 日本精神医学史学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 新宮一成
2. 発表標題 メラニー・クラインの羨望論から観るストーカーの論理
3. 学会等名 日本犯罪心理学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 新宮一成
2. 発表標題 不安神経症に発する不安概念の理論史と、精神療法論にとってのその現在の意味
3. 学会等名 日本不安症学会学術大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中村 治
2. 発表標題 Guesthouses for mentally ill people in Iwakura, Kyoto, Japan
3. 学会等名 International Congress on Law and Mental Health (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 新宮一成
2. 発表標題 スペクトラムの亡霊：ある廃墟の風景 (DSM-5)
3. 学会等名 精神病理コロック大阪2017/2018 (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 新宮一成
2. 発表標題 無意識の因果性 - 精神分析における時間と無 -
3. 学会等名 家族、母子関係、無意識、「ひきこもり」に関する日仏シンポジウム (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 SHINGU, Kazushige
2. 発表標題 Parentalité, ancestralité et causalité psychique au Japon
3. 学会等名 Colloque Médical Franco-Japonais (Maison du Japon de la Cité Universitaire, Paris (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 NAKAMURA, Osamu
2. 発表標題 Guesthouses for mentally ill people in Iwakura and in Kanazawa, Japan
3. 学会等名 XXXVIth International Congress on Law and Mental Health, Università degli Studi Internazionali di Roma (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中村 治
2. 発表標題 入退院簿から見た岩倉病院
3. 学会等名 第23回精神医学史学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新宮一成
2. 発表標題 エディプスの無常 - 仏教思想の感受者としてのフロイト -
3. 学会等名 精神病理コロック
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 中村 治「洛北岩倉と精神医療」	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 286
3. 書名 松本卓也・武本一美編著『メンタルヘルス理解のために』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	新宮 一成 (Shingu Kazushige) (20144404)	奈良大学・社会学部・教授 (34603)	